

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号				項目名	質問の内容	回答案
1	1	1	1	6	(2)				事業方式及び事業形態	「45年以上の使用を前提とし本施設を行うこと」とありますが、本事業の契約期間は令和32年3月31日まで（約20年間）となっています。契約期間終了後の残る25年間以上の維持管理・修繕責任、明渡し時の保証範囲については、要求水準P33契約期間終了時の取扱い（明渡し基準）を遵守するという認識でよいかご教示ください。	ご認識のとおりです。
2	1	1	1	6	(3)				事業期間	『本事業の事業期間は、特定事業本契約締結日から令和32年3月31日までとする。』と記載がありますが、事業計画書内には、運転維持管理期間について、確定期日ではなく、実際の運転維持管理開始日から20年間という記載になるという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書には引渡予定日とともに令和32年3月31日と明記する予定です。なお、事業契約書（案）は入札公告時にお示しします。
3	2	1	1	6	(4)				事業の業務範囲	発注者の許認可に係る書類作成はを請け負うことは行政書士法に違反することになるため、設計業務の各種申請に関する業務は建設（改修）業務と同様に「△（市が実施すべきものに限り）」へ変更をお願いいたします。	関係法令を遵守のうえでPFI事業者において適切に実施ください。そのうえで法令上、市が行う必要のある申請は市が実施し、PFI事業者は補助資料を作成してください。
4	2	1	1	6	(4)				事業の業務範囲（表）	「灰溶融施設内の機器類の解体・撤去」において、市が「○」、PFI事業者が「△（改修作業時に追加の撤去が必要となった場合）」となっています。民間側で積算すべき「当初想定される解体・撤去範囲」の明確な仕様、および追加撤去が発生した場合の費用精算ルールの有無についてご教示ください。	本市の実施する撤去範囲については別途示します。本市の要求水準の変更に伴う追加設備の設置に係る撤去以外は契約変更とならないため、撤去費用についても事前に十分見込んでください。
5	3	1	1	6	(5)				PFI事業者の収入	設計・建設（改修）の対価は割賦支払とありますが、協力業者等の支払金確保、投資効率の改善のため、事業年度毎の前払金及び出来高払いが可能ですでしょうか。	ご意見の前払金及び出来高払いについては、本事業が民間事業者による資金調達及び事業実施を前提とするPFI事業であることを踏まえ、採用しないこととしています。したがって、支払条件については原案のとおりとします。
6	3	1	1	6	(5)				2)管理運営の対価	設計・建設（改修）の対価 および管理運営の対価の支払い方法を、PFI事業者の資金負担を減らすことによる、より価格競争力のある提案のため、4半期払いではなく、月次支払いとしていただけないでしょうか。	対価の支払いはモニタリングと連動しています。本事業に維持管理業務を含む性質上、毎月行わない業務も多くなることが想定され、一か月という短期間で運営実績を評価することは難しいと考えているため、記載のとおり、四半期払いとします。
7	7	2	2	2					現地見学	提案の精度を高めるために対象施設に関連する、現地確認を実施させていただけないでしょうか。また、金沢工場灰溶融施設完成図書、南部汚泥資源化センター管廊図面など、既存施設資料等の確認をしたいのですが、提供いただけないでしょうか。可能な限りCADデータによる提供を要望します。	入札公告後に現地確認の機会を設ける予定です。金沢工場の図面については入札公告時まで提供可能な図面を提供します。なお、南部汚泥資源化センターについては図面の閲覧の機会を設ける予定です。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	回答案
8	9	2	2	11		基本協定の締結、仮契約の締結	SPCを設立しない場合も認める一方、「事業契約に定める事業の区分経理上の独立性が確保されている場合」に限るとされています。しかし、必要となる経理分離の水準、会計監査の範囲、提出書類の詳細、金融機関との協議前提等が現段階では不明です。SPC設立の有無が資金調達や体制構築に大きく影響するため、非SPC方式を認める具体要件と審査上の取扱いをご教示ください。	本事業においては、事業の安定性及びリスク管理の観点から、SPCの設立を基本的な形態として想定しています。 非SPC方式を認める具体要件については、少なくとも以下の観点を満たすことを前提とします。 ・本事業に係る収支及び資産・負債が明確に区分され、区分経理上の独立性が確保されていること。 ・本事業に係る財務状況及びキャッシュフローが適切に把握・管理できる体制が構築されていること。 ・当該事業以外の事業に係るリスクからの影響を受けないよう、リスク分離及び倒産隔離に相当する措置が講じられていること。 ・金融機関等からの借入条件を含め、事業の安定的な継続が確保されると認められること。
9	9	2	2	11	(1)	基本協定の締結、仮契約の締結	SPCの登記場所は金沢工場内でもよろしいでしょうか。	金沢工場内は不可とし、提案者側で登記場所（横浜市内）を確保ください。
10	11	2	3	1	(1)	応募グループの構成等	設計企業、工事企業、工事監理企業及び管理運営企業について、1社で複数を担う、又は1社で全てを担うことは可能でしょうか。	可能です。
11	11	2	3	1	(3)	応募グループの構成等	SPCを設立しない場合、PFI事業者（代表企業）が設計企業や工事企業を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。
12	12	2	3	2	(2)	各業務にあたる者の資格要件	「各業務を複数の企業で実施する場合は、そのうち1者が資格要件を満たせば良いものとする。」との記載がありますが、複数の企業で実施する場合は、各業務毎に資格要件を満たす者を含む共同企業体で実施することができるとの理解でよろしいでしょうか。 例）SPCから管理運営業務を共同企業体へ発注	ご認識のとおりです。
13	12	2	3	2	(2)	設計業務にあたる者の要件	設計・測量等の申請について、種目及び細目の指定はございますでしょうか。	設計業務にあたる者の要件を有していれば、種目・細目の指定はありません。
14	13	2	3	2	(2)	設計業務にあたる者の要件	汚泥再生処理センター、し尿処理施設、し尿受入施設等の建設工事は、設計・施工一括発注が多く採用されるため、設計・施工一括発注の実績は、設計業務の元請実績と見なされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	回答案
15	13	2	3	2	(2)	イ	建設(改修)業務にあたる者の要件	建設工事の経験がある技術者とは、コリンズ登録における監理技術者、現場代理人、担当技術者等が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者、主任技術者、現場代理人の経験を有するものを指します。
16	13	2	3	2	(2)	イ	建設(改修)業務にあたる者の要件	配置する技術者とは、現場代理人である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。監理技術者のことを指します。
17	13	2	3	2	(2)	イ	建設(改修)業務にあたる者の要件	本要件は、配置する監理技術者の要件であり、監理技術者は非常駐との理解でよろしいでしょうか。	適切な施工や品質管理が行われる体制が確保されていれば常駐は必須ではありません。
18	13	2	3	2	(2)	ウ	工事監理業務にあたる者の要件	工事監理企業とは、工事監理専門のコンサルタント会社ではなく、自社で設計・施工・工事監理を一貫して実施できるのであれば、1社で兼任できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	13	2	3	2	(2)	エ	管理運営にあたる者の要件	「本施設の運営・維持管理を行う者は構成企業とすること」とありますが、本事業は民間資金を活用するPFI事業であり、資金調達の対象が設計・建設費である点を踏まえると、SPCを組成した場合において運営・維持管理を行う企業が必ず構成企業として融資関連契約に関与することには、合理性に疑義がございます。つきましては、設計企業および建設企業と同様に、運営・維持管理業務についても協力企業による参画を認めていただきたく存じます。併せて、構成企業については設計企業または建設企業のいずれかが必ず含まれることとし、代表企業についても当該いずれかから選定する取扱いの方が、資金調達スキームとの整合性の観点からより合理的であると考えます。	原案のとおりとします。構成企業については、SPCへの出資を求めることで、協力企業との差別化を図り、責任の明確化および一定のリスクを担っていただくことを目的としています。本事業の安定的かつ継続的な運営を確保する観点から、運営・維持管理業務を担う者については構成企業とします。
20	13	2	3	2	(2)	エ	管理運営にあたる者の要件	管理運営業務にあたる者は地方公共団体のし尿処理関連施設で10年以上の運転管理実績が必要とされていますが、実績要件の対象となる契約形態(元請or下請)の扱いや、複数案件の通算可否など、より明確にご教示いただけますでしょうか。	契約形態は元請、通算10年の運転管理実績を有するとご理解ください。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	回答案
21	14	2	4	1		著作権	貴市が落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用する 場合、特に対外的に公表する場合においては、公表予定 の内容を事前に落札者が確認することが可能との理解で よろしいでしょうか。技術提案書は落札者の技術ノウハ ウが多く含まれるため、部分開示とすることを求める場 合がございます。	公表内容については公表前に提案者との確認・調整を行 います。
22	15	2	5	1	(3)	一般廃棄物 の運搬に関 する契約の 締結	SPC及び構成企業、協力企業は、一般廃棄物運搬業の許 可は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	16	3	5			PFI事業者 の責任の履 行に関する 事項	事業契約の保証を履行保証保険よって行う場合は、各年 度の事業費に対して毎年付保するとの理解でよろしいで しょうか。	ご認識のとおりです。付保条件については入札公告時に お示しします。
24	16	3	3			保険	「合理的な範囲」とありますが、PFI事業者が付保すべ き保険の種類・条件について、事業契約には明記してい ただけないでしょうか。	市が付保を要求する保険については入札公告時にお示し します。なお、その他の保険はPFI事業者の判断によ り、保険会社との契約内容（支払上限額、自己負担額 等）を踏まえた合理的な範囲で付保してください。
25	22	8	1			情報公開及 び情報提供	「～情報公開請求があった場合は、同条例に基づき必要 な対応を行う。」とありますが、特にPFI事業者の技術 提案書については技術ノウハウが多く含まれており、公 にすることによりPFI事業者の競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるため、必要に応じて部分開 示を貴市へ求めることができるとの理解でよろしいで しょうか。	条例第7条の2(3)のとおり、事業者の権利、競争上の地 位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて は開示しないことができます。
26	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	サービス購入料A1（設計・建設（改修）費の割賦支払） の算定における「基準金利」の定義について確認させて ください。近年の一般的なPFI事業と同様に、「基準金 利」とは市場の指標金利（TIBOR / TONAベースの金利ス ワップレート等）のみを指しており、金融機関の利益や 事業者の信用リスク等に相当する「スプレッド（上乗せ 金利）」部分は含まれない（スプレッド部分は変動調整 の対象外となる）という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細は入札公告時にお示しま す。
27	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	基準金利の指標について確認させてください。プロジェ クトファイナンスによる長期の資金調達の一般的な要請 に基づき、将来の金利変動リスクをヘッジした「固定の 円金利スワップレート（TIBOR / TONAベース等）」を基 準金利として用いる認識でよろしいでしょうか。それと も、別の特定の指標を想定されていますでしょうか。	入札公告時にお示しします。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	回答案
28	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	サービス購入料A1における入札参加者間の公平な提案価格の比較・評価を行うため、財務モデルに入力する基準金利について、共通の「算定基準日（例：令和9年〇月〇日時点の金利を用いる、等）」のご指定はございますでしょうか。	入札公告日を基準とする予定です。
29	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	「基準金利確定前の金利変動リスク」について確認させてください。ここで市が負担（サービス購入料の調整対象）されるリスクとは、「提案時（横浜市が設定する基準日）から融資実行・スワップ締結時までの、純粋な市場金利指標（基準金利）の変動分」のみであり、スプレッド部分は事業者の負担（固定）として調整の対象外になるという認識でよろしいでしょうか。	基準金利の確定日以前の金利変動は市の負担、以降の金利変動はPFI事業者の負担となります。スプレッドは対象外です。
30	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	サービス購入料A1の算定に関連して、金利を固定化する際に金融機関に支払うスワップ・スプレッド（スワップ組成手数料相当分）の取り扱いについてお伺いします。このスワップ・スプレッドは、貴市による変動調整の対象（サービス購入料A1の増減対象）となる「基準金利」に含まれるものとして扱うべきでしょうか。それとも、調整対象外である事業者の「スプレッド」側として扱うべきでしょうか。	基準金利はあくまで入札公告時にお示しする指標を指すものであるため、スワップ・スプレッドについては、基準金利には含みません。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	回答案
31	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	【質問の背景・意図】 本事業は建設期間2年、維持管理期間20年という長期にわたる事業ですが、民間金融機関との協議において、融資期間（返済期間）は最長で10年が限界という金融機関が大半であり、10年経過時点で残債を一括で借り換える「バルーン返済（リファイナンスを大前提としたスキーム）」が融資実行の条件として提示されております。（内閣府『契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について』P91、P92に当該リファイナンスの記載があります） 事業者の自助努力ではコントロールできない将来の金融環境の変化に対し、安定的な事業継続を確保するため、サービス購入料A1（設計・建設（改修）費の割賦支払）に係るリファイナンス時のリスク負担の考え方について確認させていただきたく存じます。 【質問内容】 運転・維持管理開始から10年後のリファイナンス（借り換え）が必須となる前提において、リファイナンス実行時の新たな融資条件が、当初の10年間の条件から変動した場合、貴市においてサービス購入料A1の増減調整（発注者側でのリスク負担）の対象としていただけるか、以下の各項目について見解をお聞かせください。 ①基準金利（TIBOR / TONAベースの金利スワップレート等）の増減分： リファイナンス時点での市場金利の変動に伴う影響額 ②スプレッドの増減分： 当初契約時からの金融機関の信用リスク評価等の変化に伴う影響額 ③リファイナンスコスト： 借り換え実行に伴い金融機関へ支払うアレンジメントフィーや各種手数料等 ④その他条件変更： 法令や金融規制（バーゼル規制等）の変更に伴い生じた、やむを得ない追加コスト等	実施方針において、①基準金利の確定後の金利変動によるリスクはPFI事業者のリスクとしていますが、国の事例等で基準日を複数設ける事例もあることは承知しています。 詳細は入札公告時にお示しします。 なお、あくまでも基準金利の変動に基づくものであるため、②スプレッドや③リファイナンスコストは変動の対象となりません。 ④その他条件変更は法令変更リスクに該当するため、本事業に直接の影響を及ぼす法令の変更であれば市が負担しますが、それ以外はPFI事業者の負担となります。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	回答案
32	24					【添付資料 2 リスク 分担表 (案) (1/3)】	【質問の背景・意図】 本事業における資金調達の一つとして、民間金融機関からのプロジェクトファイナンスを想定しております。金融機関から融資の確約（コミットメントレター等）を取得するためには、万が一、貴市の都合等により事業契約が途中解除（任意解除）された場合の事業者及び金融機関等への損失補償（補填）条件が、国が示す標準的なPFIの枠組みに準拠して確実に手当てされていることが必要条件となります。入札に向けた確実な資金調達の前提条件として、補填される対象範囲をあらかじめ確認させていただきたく存じます。 【質問内容】 貴市の都合等による事業契約の途中解除（任意解除）が万が一行われた場合、事業者が被る以下の①～④の損害等について、内閣府が策定・公表している「PFI標準契約（最終改正：令和8年6月16日）」に準拠し、貴市からの補填（解決金の支払）対象として事業契約書に明確に規定されるという認識でよろしいでしょうか。 ① 融資残金の全額一括返済： 民間金融機関等からの借入金（シニアローン）の未返済元本及び未払利息の全額 ② スワップ解約手数料等： 金利スワップ契約等のデリバティブ取引の途中解約に伴い発生する解約清算金（ブレイクエージ・コスト等の違約金） ③ 出資金等の返還と逸失利益： 出資者の出資金及び劣後ローンの未返還元本、並びに、事業が予定通り継続していれば得られたはずの合理的な期待利益（財務モデルに基づく逸失利益） ④ 第三者等への解約違約金等： 建設企業や維持管理・運営企業等との事業推進に係る各種契約の解除に伴い発生する解約違約金、撤収費用等の実損害	PFI標準契約は想定する事業内容や事業構造が本事業とは異なるため、必ずしもこれに準拠するものではありません。事業契約書において損害賠償請求等の条項を規定することは想定しておりますが、詳細については入札公告時にお示しします。
33	24					【添付資料 2 リスク分 担表（案） (1/3)】 No.26, 27	一定の範囲内の費用増減リスクはPFI事業者、一定の範囲を超えた部分の費用増減リスクは貴市になっていきますが、仮に一定の範囲を±1.5%とした場合、±1.5%を超えた場合の費用清算はその1.5%を含む形の制度設計としていただけないでしょうか。長期にわたって物価が高騰し続けた場合、PFI事業者は1.5%部分を常に負担し続けることになり、事業期間通年で過大な負担となります。逆に物価が下がった場合も同様に貴市が余計な費用を負担し続けることとなります。	例示いただいた場合において、1.5%を超える物価変動があった際に契約変更を請求できる形を想定しており、物価変動を適切に反映させる契約変更を行います。詳細は入札公告時にお示しします。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【実施方針】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	回答案
34	24						【添付資料 2 リスク分 担表（案） （1/3）】 No.26, 27	賃金・物価変動にかかる費用増減リスクについて、民間と市の「一定の範囲内」「一定の範囲を超えた部分」の具体的なパーセンテージ（例：基準日の物価指数のプラスマイナス〇%等）、算出方法等などが示されるという認識でよいかご教示ください。	ご認識のとおりです。詳細は入札公告時にお示しします。
35	24						【添付資料 2 リスク分 担表（案） （1/3）】 No.26, 27	入札書提出から本契約締結まで約8カ月の期間があるため、物価変動に係る費用増減を算出する場合、基準日を入札書提出日にしていただけないでしょうか。	基準日は入札公告時にお示しします。
36	26						【添付資料 2 リスク 分担表 （案）（3 /3）】	リスク分担表に、要求水準2.3.2（3）搬入条件、運転条件の変化リスクについて、記載いただけないでしょうか。	当該リスクは維持管理・運営内容変更リスクとして市の負担になることを想定しています。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	質問の内容
1		1	1	1			本要求水準書の位置付け	「本書に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、PFI事業者の責任において全て完備又は遂行するものとする」とあります。追加の設備投資等が発生した場合の費用負担について、市とPFI事業者で協議の上、変更契約（対価の増額等）を行う余地があるという理解でよいでしょうか。	本事業の遂行に必要な事項については、要求水準書（案）の記載の有無にかかわらず、通常想定される範囲においてPFI事業者において見込むものとしてください。本市の要求水準の変更等に起因して追加の設備投資や業務が必要となる場合については、変更契約の対象になります。
2		1	1	4			事業場所等	し尿等の放流先である南部汚泥資源化センター2か所の汚泥貯留槽の切替は自動で行う必要はありますか。	要求水準書（案）添付資料25ページ2.3.6(2)オcのとおり、送泥先の切替弁は電動弁としております。切替は自動・手動のどちらでも構いませんが状況に応じて適切な送泥先を選択できるようにしてください。
3		3	1	5	1	ス	建築基準法	建築物の計画通知書（確認申請書）の副本はありますでしょうか。	建築物の計画通知書（確認申請書）の副本については保管しております。
4		7	1	5	4	ミ	市における設計基準、指針等	本工事の仕様は、し尿処理施設の標準的な仕様で見込んでよろしいでしょうか。それとも下水の仕様とするのでしょうか。	仕様については、要求水準書（案）1.5 適用法令及び適用基準の各基準を満足するものとしてください。
5		8	2	1			施設図面	本事業の設計をするにあたり、金沢工場及び南部汚泥資源化センターの全体及び躯体のCADデータ及び構造計算書の提供をお願いします。	提案に必要なものとして入札公告時までに提供可能な図面を提供します。南部汚泥資源化センターについては図面の閲覧の機会を設ける予定です。
6		8	2	2	1		利用可能範囲	既設プラント設備のうち、施設の管理上必要な機器類及びフロアレベルより十分高い位置に設置されている設備については残置し、範囲内の建築設備についても残置されますが、残置される機器等がどこに配置されているか平面図と立面図に具体的にお示しいただくをお願いします。 また、機器は撤去されますが、機械基礎、盤（溶融クレーン電気室の制御盤含む）、配管、ケーブル等は撤去されますか。	具体的な本市による機器の撤去範囲は入札公告までにお示しします。なお、【添付資料—1：施設図面】に示す範囲外は全て残置となります。撤去する機器に付随する盤、配管、ケーブル等は撤去しますが、壁や柱から支持を取っているものは残置となります。また、機械基礎は残置となります。
7		8	2	2	1		利用可能範囲	当社で撤去を行う場合、配管やケーブルの端末処理方法をご教示願います。	配管はプラグ止めまたはキャップ止め、ケーブルはテープ処理または端末キャップ処理とし、横浜市機械設備工事施工マニュアルおよび横浜市電気設備工事施工マニュアルにしたがって実施してください。
8		8	2	2	1		既設プラント設備	残置になる既設プラント設備は図面等で明示いただけますでしょうか。	具体的な本市による機器の撤去範囲は入札公告時までにお示しします。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号				項目名	質問の内容	質問の内容
9		8	2	2	1					建築設備	利用可能場所で建築基準法等で必要な設備（照明、換気、消防施設等）はすべて稼働可能な状態にあると考えてよろしいでしょうか。また、市、事業者双方で不要と判断したものがあれば撤去してもよろしいでしょうか。	消防施設等の法令上必要な設備は稼働可能な状態ですが、現在使用していない場所であるため、その他の設備については稼働できないものもあります。本施設が法令等に適合する形で整備されれば、撤去可能です。
10		8	2	3	1					基本的な考え方	【基本方針】にて管理運営期間中に大規模修繕を要しない施設とありますが、大規模修繕とはどのようなものを想定していますでしょうか。ご教示願います。	大規模修繕とは基幹設備に対して、全面的な更新や大規模な改修を要するような補修・修繕を想定しています。
11		8	2	3	1	4)				大規模修繕	管理運営期間中に大規模修繕を要しない施設、とありますが大規模修繕の定義をお教えてください。防食のやり直しや耐用年数を過ぎた機器の入れ替えは大規模修繕に含まない、でよろしいでしょうか。	大規模修繕とは基幹設備に対して、全面的な更新や大規模な改修を要するような補修・修繕を想定しています。単純な機器更新等は含みません。
12		9	2	3	2	(2)				設計条件および施設の性能	し渣の発生量に影響があるので想定最大搬入量におけるし尿、浄化槽汚泥の割合をご教示願います。	計画処理量と同様の割合として計画してください。
13		9	2	3	2	(3)				搬出条件、 運転条件等	日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日まで）は原則搬入しないが、大規模イベント実施日や災害等により搬入が必要な場合は市の要請に応じることとありますが、見積条件の明確化のため、貴市にて現時点で想定している日曜日・年末年始搬入の頻度、過去実績又は想定回数があればご教示ください。	近年の実績として、年間で2回の日曜日の搬入がありました。
14		9	2	3	2	(3)	イ	(7)		搬入車両	各車両とも、車両の最後尾からホースでし尿及び浄化槽汚泥を排出する、でよろしいでしょうか。	一般的なバキューム車の仕様によります。運営期間中の車両更新の可能性も踏まえ、可能な限り様々な仕様の車両に対応できるようにしてください。
15		9	2	3	2	(3)	イ	(ウ)		設計条件および施設の性能	搬出車両は購入、リースの決定も含めて各事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16		10	2	3	2	(3)	オ	(イ)		し渣、沈砂等の搬出条件等	沈砂の搬出先について「南本牧廃棄物最終処分場とし、PFI事業者が運搬・搬入すること」とありますが、最終処分場への「処分費」は市の直接負担（民間側は運搬費のみ積算）という理解でよいかご教示ください。	処分費（搬入に係る手数料）についてもPFI事業者の負担となります。
17		11	2	3	2	(4)	ア	(7)		防音構造	騒音に対する対策については、機器を防音カバー等で覆うこととしてもよろしいでしょうか。	構いません。その場合、機器の発熱への対策をあわせて実施してください。
18		11	2	3	2	(4)	ウ	(イ)		貫通管	脱臭管に限らず、壁・床に配管を貫通させるにあたり、防火区画、耐力壁等が分かる図面を提供願います。	入札公告時までに提供可能な図面を提供します

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号			項目名	質問の内容	質問の内容
19		13	2	3	3	(1)	イ		施設配置計画	残置されている設備を再利用することは妨げないが、管理範囲内の設備については全てPFI事業者が補修することとし、再利用した設備の不具合による損害に対して市は一切の責を負わないものとするかとされています。再利用しない既設設備(建築電気設備、建築機械設備含む)は事業範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	事業に使用する範囲内に設置されている設備のうち、再利用しない既設プラント設備については市が管理するため事業範囲外となります。一方で、事業に使用する範囲内に設置されている既設設備のうち、プラント設備以外の設備(建築電気設備、建築機械設備を含む)については、再利用の有無にかかわらずPFI事業者において適切に管理してください。なお、市が使用しない既設設備については、撤去しても構いません。
20		13	2	3	3	(2)	ア		搬入動線	(イ) 計量器は金沢工場に設置されているものを使用し、往復計量することとありますが、【添付資料-3:動線計画】には一路分の動線で記載されています。安全な動線を確保するためにも往復での動線計画をご教示ください。	動線上に計量棟のほか、復計量用の計量器が設置されているため、添付資料に記載の動線が往復での動線計画になります。今後入札公告までに添付資料を修正して復計量用の計量器を明示します。
21		13	2	3	3	(2)	ア		計量	往復計量とは、入場時に荷を積んだ状態と一旦退場後再入場し荷下ろし後で2回計量することよろしいでしょうか。生ごみ等の搬入車と同様にカードによる管理はできないでしょうか。	入場時の計量棟での計量と荷下ろし後の計量棟とは別に設置されている復計量用の計量器での計量、及びカードによる管理を想定しています。
22		13	2	3	3	(2)	ア		計量	計量データ受領方法をお教えください。	25ページ3.3.1(1)に記載のとおり端末を本市が設置します。その端末から計量データを出力してください。
23		13	2	3	3	(2)	ウ		案内板等	案内板や道路標示を設置する等は8頁2.2.1の屋外については出入口付近のみ改修可能とする。の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ここでの改修とは既存施設等の撤去を伴うものを指しており、単純な新規設置を制限するものではありません。
24		13	2	3	4				ユーティリティ設備管理に関する要求水準	要求水準書P33に記載のある通りユーティリティは市から無償で提供されるので、使用するために必要な設備の設置及び使用量の管理が受注者の所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25		13	2	3	4	(1)			電気	その受電・配電設備に電力メータを設置するとなっていますが、こちらは変圧器盤に取付でよいですか。既設の高圧盤の設置の場合は横浜市様に依頼して設置することよろしいですか。	PFI事業者にて設置する盤に取付けてください。
26		13	2	3	4	(2)			給水	市水及び下水再生水が使用可能とのことですが、下水処理水の水质をご教示願います。	以下のURLより金沢水再生センターを参照してください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/shori/sokutei/centers.html

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
27		13	2	3	4	(2)		給水	市水及び下水再生水の供給可能水量（日当たり、時間当たり）、口径、接続方法をご教示願います。	供給可能量は配管口径及び他系統の使用状況により変動します。市水は高架水槽方式、下水再生水はポンプ圧送方式による供給のため、十分な圧力があり、一般的な口径に応じた供給能力があるものとお考え下さい。口径はプラント市水が80Aまたは32A、建築市水が65A、下水再生水が100Aです。接続方法は横浜市機械設備工事施工マニュアルの既設給水配管の分岐方法に従ってください。
28		13	2	3	4	(2)		給水	市水について分岐工事を行う際は、市内の許可業者による工事が必要でしょうか。	受水槽以降の工事となるため必須ではありません。
29		14	2	3	4	(4)		通信手段	電話及び光ケーブルの引込位置をご教示願います。	入札公告までに図面等の資料を提供します。
30		14	2	3	4	(4)		通信手段	場内で電話を引き込みたい場合は、事業者で契約の上、敷地外からの引込が必要でしょうか。	ご認識のとおりです。
31		15	2	3	6	(1)	イ	地震対策	地震後の津波については、検討対象外としてよろしいでしょうか。	津波については、本事業における設計条件として考慮を求めるものではありません。ただし、地震による津波は一般的に不可抗力事象に該当するものであり、発生した場合の影響については契約上の不可抗力リスクに基づき対応していただきます。
32		15	2	3	6	(1)	イ (オ)	地震対策	各機器は、横浜市建築局「機械設備工事マニュアル」（最新版）を参考にとのきさについて電気分も機械設備工事マニュアルを参考に計算するのでよですか。最新版とは受注時又は設計時点の最新版のどちらで摘要すればよいですか。	機器ごとに適切なものを参照してください。各業務を実施する時点の最新版としてください。
33		15	2	3	6	(1)	ウ	安全対策	高圧盤での作業時は、金沢工場にて契約されている電気主任技術者の立会いの下にての作業と考えてよいでしょうか。	高圧盤に係る作業については、関係法令を遵守の上で安全に実施することを前提とし、必要な関係者との調整を行い、PFI事業者の責任において適切に対応するものとします。
34		16	2	3	6	(2)	ア (ウ)	汚泥の圧送	南部汚泥資源化センターへの汚泥圧送で、定められた時間を提示願います。 22頁2.3.6 (2)1)⑬ 運転時間13時～16時 によろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35		17	2	3	6	(2)	ウ (ア)	設備計画に関する要求水準	給水設備は系統ごとに受水槽を設ける記載がありますが、建築機械設備への給水は受水槽を設けずに高架水槽から直接給水としてよろしいでしょうか。	建築設備への給水は8ページ2.2.3 敷地周辺設備の生活用水を使用してください。生活用水は受水槽を設けなくても構いません。
36		17	2	3	6	(2)	オ (ア)	汚泥移送配管	水管橋への配管敷設について、強度の確認や河川の占有許可等の申請や変更は不要と考えてよろしいでしょうか。	強度の確認は市で実施済みのため不要です。占有許可について必要な手続きは市で実施しますのでPFI事業者にて必要な書類等を作成してください。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号				項目名	質問の内容	質問の内容
37		17	2	3	6	(2)	オ	(7)		汚泥移送配管	水管橋に配管やケーブル等のサポートを追加したい場合、水管橋もしくは既設サポートに溶接をしてもよろしいでしょうか。	原則、新規にサポートを設置するものとし、詳細は別途協議とします。なお、水管橋上で溶接をする場合、消化ガス管の近傍での作業となるため、市の安全管理指定工事と同様の対応をしていただく必要があります。
38		17	2	3	6	(2)	オ	(4)		汚泥移送配管	屋外の汚泥移送配管について、U字溝内に配管が収まらない場合はU字溝外へ配管敷設してもよろしいでしょうか。	構いません。
39		17	2	3	6	(2)	オ	(4)		汚泥移送配管	U字溝に配管敷設する際の周辺草刈りは市側において実施でしょうか。	U字溝周辺における草刈り等の現場整備については、配管敷設等の業務の実施に必要な範囲において、PFI事業者の業務として対応するものとします。
40		17	2	3	6	(2)	オ	(ウ)		汚泥移送配管	南部汚泥資源化センター内の管廊に設置してある既設配管のサポートが利用できる箇所においては、汚泥移送管のサポートを既設サポートを利用して設置してもよろしいでしょうか。	原則、新規にサポートを設置してください。
41		17	2	3	6	(3)	(ア)			電気設備	既設高圧盤の予備ユニットを使用する予定ですが、今後30年使用するにあたり、高圧真空遮断器（VCB）確実に機能するために、VCBの精密検査の実施を提案いたします。 ただし過去、10年以内に精密点検を実施済みの場合は今後計画を立てて検査時期を提案する事と致します	高圧盤の予備ユニットまでは、本市で管理するため本市において精密検査を実施します。なお、事業期間中の実施時期についてはPFI事業者と協議のうえ決定します。
42		17	2	3	6	(3)	(ア)			電気設備	既設高圧盤の予備ユニットを使用する予定ですが、今後30年使用するにあたり、マルチリレーが製造【1998年製】から30年近く経過していますので今後、30年以上使用するにあたり現在付いているマルチリレーが廃版になった場合に交換するより先に最新版のマルチリレーに交換を提案いたします。	高圧盤の予備ユニットは本市において適切に管理します。なお、更新等を事業期間中に行う場合の実施時期についてはPFI事業者と協議のうえ決定します。
43		17	2	3	6	(3)	(ア)			電気設備	灰溶融設備の高圧盤の図面を提供お願いします。	入札公告時までに提供可能な図面を提供します
44		17	2	3	6	(3)	(ウ)			照明設備	場内・場外に必要な照明設備とはどのような場所を想定してますでしょうか。	本施設の運営に必要な車両動線等を想定しています。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
45		18	2	3	6	(4)	エ	設備計画に関する要求水準	汚泥圧送に係る機器については南部汚泥資源化センターの監視室においても状態監視が出来るようにすることとあります。以下の想定で問題無いでしょうか。 ・南部汚泥資源化センター監視室へタッチパネル箱の設置汚泥圧送に係る機器については南部汚泥資源化センターの監視室においても状態監視が出来るようにすることとあります。以下の想定で問題無いでしょうか。 ・南部汚泥資源化センター監視室へタッチパネル箱の設置（机・椅子含む） ・タッチパネルで関係機器の運転停止状態、故障の状態および履歴の監視（トレンド、運転履歴は除外） ・タッチパネル箱の電源は監視室コンセントから受電（無停電電源装置は不含） ・金沢工場から南部汚泥資源化センターまで配管と同様のルートにて光ケーブル新規敷設 また、南部汚泥資源化センターからの信号を受信する場合、どの盤で取合いますか。盤の改造が発生する場合の所掌をご教示願います。	問題ありません。 信号の受信は、南部汚泥資源化センターの計装盤からとし、端子台の設置は本市で実施します。
46		18	2	4	1			基本的な考え方	空調を更新する場合、新規で必要な部屋に個別にエアコンを設置する計画でよろしいでしょうか。それとも既存の空調システムを維持して空調機を更新する必要があるのでしょうか。	既存施設への影響を低減するため、新規での設置としてください。
47		18	2	4	1			基本的な考え方	自火報は現在設置されているものがそのまま使用可能と考えてよろしいでしょうか。	使用可能ですが、管理範囲における設備を管理する監視盤を設置し、管理範囲の監視を適切に実施してください。
48		18	2	4	2			ユーティリティ費用	南部汚泥資源化センターでの工事の際も電気、上水等は市から無償で提供と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49		18	2	4	4	(1)	イ	試運転期間	試運転期間の60日とは、水運転～安定稼働試験のすべての期間の合計でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
50		20	2	4	4	(7)		試運転に係る費用	搬出に係る費用は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。事業者負担の場合、金沢工場でのし渣の処分単価、南本牧廃棄物最終処分場の沈砂処分単価をご教示願います。	ご認識のとおりです。金沢工場、南本牧廃棄物最終処分場ともに搬入に必要な手数料は1kgあたり13円です。この額は「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」によるものであるため、条例の改正があった場合はそれに従います。
51		20	2	5	(4)	ソ		申請図書	関係法令等に基づく申請図書とはどのようなものを想定しておりますでしょうか。	消防法や建設リサイクル法等に基づく申請等を想定しています。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
52		22	3	1	3			業務の対象範囲	南部汚泥資源化センター内の送泥管の管理は維持管理業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
53		22	3	1	3			業務の対象範囲	富岡川の管橋に係る維持管理業務は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。橋の上に設置するものについてはPFI事業者の管理範囲となるため、適切に維持管理を行ってください。
54		22	3	1	3			業務の対象範囲	屋根防水の改修は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。将来雨漏りをした場合、補修は当社所掌外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
55		24	3	3	1	(1)		搬出入車両管理	搬入許可車両の確認、端末装置データ修正の原則禁止、伝票の受領・5年間保存など、受入管理業務に事務負担が相応に見込まれます。端末装置の仕様、データ出力形式、帳票電子化の可否、回線障害時の代替運用、及び市と事業者の役割分担が見積りに影響するため、運用フローを具体的にご提示いただけますでしょうか。	本市が設置する端末装置で確認・出力できる搬入時間、搬入量、車番等と実際の搬入状況や伝票との突き合わせ確認等の受入における確認作業をPFI事業者にて実施してください。計量器及び端末装置は本市が管理するため、本市にて計量器におけるトラブル対応やデータ修正対応またはPFI事業者への修正指示等を行います。
56		24	3	3	1	(3)		計量管理	し尿等の搬入車両を計量器において記録・確認し管理を行うとありますが、具体的にどのような記録・確認を行うのかご教示ください。	搬入量や搬入車両データ等の本市が設置する端末装置にて収集されるデータの集計、記録・確認を行ってください。
57		24	3	3	1	(4)		車両誘導	本施設への搬入車の誘導は、標識等で適切な誘導が担保されれば現地に作業者を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
58		24	3	3	1	(4)		車両誘導	車両誘導については、【添付資料－4：道路標示等】に示される信号灯、カーブミラー、回転灯、警報機、停止位置標示、進行方向標示等の設備的対策を適切に講じることにより、安全な搬出入管理が可能と考えております。このため、通常時の運用においては、常時有人による誘導までは求められず、必要時に人的対応を行う運用との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
59		24	3	3	1	(5)		受入室監視	不適物の搬入について過去の事例等があればご教示ください。また、不審車両についての聞き取り確認において、最低限確認すべき項目が決められていればご教示ください。	過去の事例はありません。確認項目は車番、会社名等の不審車両の情報及び搬入物の収集先等を想定していますが、その状況や内容により判断すべきものであり、一律に最低限確認すべき項目を定めるものではありません。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
60		25	3	3	2	(2)		運転管理 (適正運 転)	南部汚泥資源化センターが一時的に受入不可となった場合でも汚泥を貯留槽に貯留するなどしてし尿等の搬入を継続することとされていますが、貯留槽の有効容量が250m ³ であるため最大量受け入れた場合でも2日程度で貯留限界に達してしまいます。貯留限界を超えた場合の対応方法、ならびに南部汚泥資源化センターにおける受入停止が長期化した際の費用負担の考え方についてご教示ください。	貯留を実施するのは貯留槽に限定するものではなく、その他に設置する受入槽等を含め貯留してください。また、事業範囲内のその他の水槽の活用や予備の水槽の設置等により貯留可能量を増やすなど、受入継続を前提とし適切に対応してください。そのうえで、貯留限界を超えるおそれがある場合の、対応方法、費用負担については協議のうえ決定します。
61		25	3	3	3	(1)		用役利用計画等の作成	「用役利用計画」は、電力・水道・薬品等、施設の安定運営に直接関わる用役の計画的な管理を主たる目的とするものと理解しています。備品・什器・事務用品・日用品につきましては、施設サービスの品質に直接影響しないPFI事業者内部の管理事務に係るものであることから、同計画の趣旨とは性格が異なるものと考えます。PFIの制度においては民間事業者の経営裁量が尊重されることも踏まえ、当該品目については提出対象から除外する方向でご検討願います。	原案のとおりとします。当該部分は1.5.4（ソ）及び（タ）に記載のグリーン購入の方針に基づいた調達が適切に行われることを市が確認するために提出を求めるものです。
62		25	3	3	4	イ		補修・更新計画	ア点検・整備計画とは現場従事者が対応できる予備品・消耗品交換業務となり、イ補修・更新計画は、メーカー等の定期修繕という解釈でよろしいですか。アの計画については、保守点検計画（突発的に発生した消耗品交換含む）という認識でよろしいですか。	概ねご認識のとおりですが、実施者により区分されるものではありません。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
63		29	3	3	8	(2)		警備	「PFI事業者は、本施設に機械警備を導入し、24時間監視体制を整備すること」との記載がありますが、PFI事業者がこの機械警備業務を担う場合、実務を警備会社へ再委託したとしても、元請として警備業務を受託する立場となるため、警備業法に基づく認定の取得が必要となる可能性があります。認定取得には警備員指導教育責任者の有資格者の配置等が求められることから、SPCの場合：体制整備・有資格者確保が大きな負担となる 単独企業等の場合：上記に加え、定款変更（警備業の追加）も必要となるなど、入札参加のハードルが上がり、事業費全体の上昇も懸念されます。加えて、機械警備業務は本事業の主要業務ではありません。これらを踏まえ、機械警備の必要可否はPFI事業者自らの判断に委ねることが、効率性・事業性の観点から合理的と考えます。つきましては、要求水準を以下①②のとおり見直していただくことをご提案いたします。 ①(2)警備防犯 PFI事業者は、 本施設に機械警備を導入し、24時間監視防犯体制を整備すること。整備した監視体制について、市に報告すること。 ②①を踏まえて、要求水準書P4, 1. 5. 1「(イ)警備業法」の削除	警備業務については、施設に機械警備を導入することが要求水準であり、PFI事業者がその主体となり管理することを要求するものではありません。
64		29	3	3	8	(2)		警備	本事業で新たに整備する施設は、金沢工場内の灰溶融施設建屋内の一部分に設置するものであり、施設建屋内の使用しない部分との区分けが難しく、機械警備を設置するのが困難です。また施設内において異常を感じて警備員が現地へ駆けつけようとしても、金沢工場内に入場するために別途工場への連絡が必要になります。このため、本施設に機械警備を導入して24時間監視体制を整備することは、設備面及び対応面において現実的ではなく、「事業者による防犯体制を確立して、安全を確保すること」とさせて頂けないでしょうか。	本施設の管理運営を行ううえで適切な監視体制を構築するため機械警備を導入します。その範囲については協議のうえ決定します。
65		29	3	3	8	(4)		防火管理	「PFI 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。」とありますが、本施設の防火管理者をPFI事業者から選任するとの理解でよろしいでしょうか。	本施設は金沢工場の一部となり、防火管理者は金沢工場から選任します。PFI事業者は金沢工場の予防活動組織や自衛消防組織に連なる体制を整備してください。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
66		33	3	4	5	(4)		契約期間終了時の取扱い（明渡し基準）	契約期間終了時には、第三者機関による機能検査により、21年目以降も「20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で安定稼働が継続できること」とあります。しかし、この判断基準は非常に抽象的で、検査者の見解差も生じ得ます。判定方法、想定する第三者機関の資格要件、対象設備、及び不適合時の改善範囲を明確にさせていただきますでしょうか。	第三者機関の資格要件はありませんが、し尿処理施設の精密機能検査の実施実績がある等、本施設の検査を行うための適切な専門的知見を有する者を選定してください。判定方法、対象設備及び不適合時の改善範囲については要求水準書（案）に記載のとおりです。
67		33	3	5	1			ユーティリティ費用	「運転管理に必要とする電力、上水（下水道使用料も含む）及び下水再生水については、市から無償で提供する。その他、必要な物はPFI事業者の負担とする。」とありますが、PFI事業者内部の管理事務に係る電力（事務所用照明、空調機、OA機器用電源など）、上水（飲食用、トイレ用水など）も無償との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
68		33	3	5	1			ユーティリティ費用	下水道河川局南部汚泥資源化センターへ汚泥を圧送するにあたり、料金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。発生する料金は本市が負担します。
69		33	3	5	1			ユーティリティ費用	「運転管理に必要とする電力、上水、下水再生水については、市から無償で提供する」とあります。市から無償提供されるユーティリティについて、使用量の上限、ペナルティ基準等は設定されないという理解でよいでしょうか。	明確な上限や基準は設けませんが、適切に管理してください。なお、下水再生水については設備能力や他での使用状況により使用できない場合もありますので、市水でバックアップができるようにしてください。計画値や過去の実績と比較して異常な上昇がある場合は、モニタリング基本計画（案）に記載のとおり減額ポイントを計上する場合があります。
70		34	3	5	4	(4)		契約期間終了時の取扱い	「自らの費用と責任において、第三者機関による機能検査を」とありますが、第三者機関の選定も行うという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
71		34	3	5	4	(5)		契約終了時の取り扱い（明渡し基準）	次期管理業務事業者に係る引継の費用は次期管理業務事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、引継期間等については、PFI事業者の意見も尊重されるという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
72		34	3	5	4	(6)		契約期間終了時の取扱い	明渡し時に「予備品や消耗品については、12か月間使用できる量を補充して明渡しすること」とあります。この「12か月間使用できる量」の算出根拠は、過去の平均実績に基づくものという理解でよいでしょうか。	交換周期を含めた交換実績に基づくものとし、通常の施設運営を継続するために必要な数量を適切に見込むものとしてください。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号			項目名	質問の内容	質問の内容
73	3	6							添付資料-3 動線計画	受入室2のシャッター前にある扉の庇及びコンクリートの土間はスイッチバックの際に干渉する可能性があるため、撤去することは可能でしょうか。	当該扉は消防法上の避難口となっています。そのため消防法の要件を満たす範囲における撤去は可能です。
74	6	17	2	3	6	(1)	ウ	(ホ)	添付資料-6 施設設計要領	埋込管、水槽内配管、腐食性箇所の配管は耐食性材質（SUS304以上）と記載がありますが、耐食性を考慮し硬質塩ビ管を使用してもよろしいでしょうか。	(ケ)に示す系統のうち硬質塩ビ管が標準となっているものは使用可能です。
75	6	18	2	3	6	(1)	ウ	(ケ)	添付資料-6 施設設計要領	し尿・汚泥系統の管種にステンレス管（圧力系統）と記載がありますが、耐衝撃性硬質塩ビ管も圧力系統で使用してよろしいでしょうか。	圧力系統はステンレス管としてください。
76	6	18	2	3	6	(1)	ウ	(ケ)	添付資料-6 施設設計要領	南部汚泥資源化センター管廊内の配管は要求水準書に記載のし尿・汚泥系統のステンレス管又は耐衝撃性硬質塩ビ管でよろしいでしょうか。ダクタイル鋳鉄管を使用する必要はありますか。	機械設備工事一般仕様書（下水道設備用）に準拠し、ステンレス管としてください。
77	6	18	2	3	6	(1)	ウ	(ケ)	添付資料-6 施設設計要領	防火壁を貫通する場合は防火ダンパーを設けるよう記載がありますので、防火壁の位置をご教示願います。	入札公告時までに提供可能な図面を提供します
78	6	21	2	3	6	(1)	(サ)		現場操作盤	現場操作盤にてタッチパネルでの検討も含めて検討は可能でしょうか。	記載の要求水準を満たしていれば、f その他必要なものとしてタッチパネルの設置も可能です。
79	6	22	2	3	6	(1)	ア	(ウ)	添付資料-6 施設設計要領	受入室出入口扉に「建物外部の防火シャッターは残置又は更新」と記載がありますが、更新する必要があるのでしょうか。	スラグヤード2のシャッターは現時点において一部動作に支障が見られるため、状況を確認のうえ、必要な対応を行ってください。
80	6	22	2	3	6	(1)	ア	(イ)	b 受入室	(b)の受入室床面の塗装について、スリップ防止構造とすると清掃性が悪くなるため、平滑仕上でもよろしいでしょうか。	安全対策として求めるもののため、原案のとおりとします。
81	6	22	2	3	6	(1)	ア	(ウ)	受入室	受入室の出入口には扉を設けること、とは現状の躯体の壁面に開口を設けて扉を新設する、という意味でしょうか。	車両出入口扉（高速シャッター）を想定したものです。
82	6	22	2	3	6	(1)	ア	(ウ)	受入室	シャッターを二重構造とする、とは前室を設けるという意味ではなく、単純に防火シャッターと高速シャッターが二つ連なったもの、という解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	6	18	2	3	6	(1)	オ	(ア)	防食	圧送先の汚泥貯留槽内の防食仕様をご教示願います。	腐食環境条件：I類 工法規格：D種です。
84	6	24	2	3	6	(2)	ア	(ケ)	添付資料-6 施設設計要領	し尿等移送ポンプの有効能力0.62m ³ /minとなっていますが、最大搬入量を要求水準書能力で運転すると、1台運転の場合でも約6時間で処理が完了します。運転時間である8時間15分よりも短時間の処理となりますが間違いはないでしょうか。能力の設定根拠や条件をご教示願います。	16ページ2.3.6(2)ア(エ)のとおり原則搬入当日に南部汚泥資源化センターまで圧送するものとしています。そのため現施設の搬入のおおよそのピークである10時から南部汚泥資源化センターの受入時間内の16時までの6時間に移送を完了するものとして能力を設定しています。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号		項目名	質問の内容	質問の内容
85	6	25	2	3	6	(2)	オ	添付資料-6 施設設計要領	既存建物外壁にアスベスト（クリソタイル等）は使用されていないものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
86	6	25	2	3	6	(2)	オ	添付資料-6 施設設計要領	南部汚泥資源化センター内の配管に切替弁、流量計、汚泥濃度計を設けて排水先を自動制御するよう記載がありますが、南部汚泥資源化センター敷地内（管廊内）に制御盤を1面設ける認識で問題無いでしょうか。また、切替弁、流量計、汚泥濃度計及び制御盤を下南部汚泥資源化センター内の配管に切替弁、流量計、汚泥濃度計を設けて排水先を自動制御するよう記載がありますが、南部汚泥資源化センター敷地内（管廊内）に制御盤を1面設ける認識で問題無いでしょうか。また、切替弁、流量計、汚泥濃度計及び制御盤を下水処理場に設置した場合、電源は下水処理場から供給していただけるものとして計画してよろしいでしょうか。仮に金沢工場から電源を送る場合、電源の供給元が同一施設内で2か所となり、安全上の問題があるためです。	制御盤は必要に応じて設置してください。電源は要求水準書に記載のとおり、金沢工場から供給してください。
87	6	25	2	3	6	(2)	オ	添付資料-6 施設設計要領	南部汚泥資源化センター各汚泥貯留槽レベルの信号取合箇所及びケーブルルートをご教示願います。	南部汚泥資源化センターの計装盤内を信号取合箇所とします。南部汚泥資源化センターに係る図面の閲覧の機会を設ける予定のため、ケーブルルートについては図面等により確認してください。
88	6	26	2	3	6	(3)	イ	(7) 受変電・配電盤等設備	今回製作する盤は、(エ)動力用変圧器盤、(ケ)現場操作盤とします。その他既存設備において変更が必要になった際は協議とさせていただきます。	記載の盤構成を基本とし、施設の運営に支障のない構成・計画としてください。
89	6	28	2	3	6	(4)	イ	計装機器	南部汚泥資源化センターとの信号取り合いは既設管路内にジョイントボックスを設置してその内部に端子台を設置してそこでの取り合いと考えていますがよいでしょうか。	南部汚泥資源化センターの計装盤に市で端子台を設置します。
90	6	28	2	3	6	(4)	イ	計装機器	計装専用の接地線の有無・取り合い点をご教示願います。南部汚泥資源化センター内で設置が必要な場合、南部汚泥資源化センターの設置線へ接続が可能でしょうか。	PFI事業者にて新規に設置してください。
91	6	28	2	3	6	(4)	オ	運転制御システム	南部汚泥資源化センター側へ直接運転データのやり取りは不要とし、南部汚泥資源化センターの中央監視室には状態表示のみと考えてよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【要求水準書(案)】に関する質問回答

番号	添	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	質問の内容
92	7	29					添付資料-7 設備フロー	南部汚泥資源化センター内で洗浄水は既設排水管に接続となっていますが、既設排水管の位置、材質、口径、接続方法をご教示願います。	南部汚泥資源化センターに係る図面は閲覧の機会を設ける予定です。既設の条件等は図面を参照しご確認ください。接続方法は事業者提案のうえ、施設管理者と協議とします。
93	8	30					添付資料-8 配管想定ルート	配管ルート検討のために屋外配管想定ルート（金沢工場、南部汚泥資源化センター）のCADデータを提供願います。 また、水管橋の図面についても提供いただくことは可能でしょうか。	金沢工場敷地内については入札公告までに提供します。南部汚泥資源化センターについては図面の閲覧の機会を設ける予定です。
94	9	32				1	添付資料-9 性能保証項目	搬入量が計画処理量に満たない場合、その時の搬入量をもって試験を行うものと考えてよろしいでしょうか。	計画処理量以上の処理が行えることを確認する試験のため、計画処理量に満たない場合は試験を実施したものとはみません。
95	9	33	8				臭気強度	保証値の現況臭気強度は提示がありますでしょうか。	施工前にPFI事業者にて測定してください。
96								コンデンサーヤードにあるマシンハッチ上部のホイストレールは使用可能でしょうか。使用可能な場合、耐荷重をご教示願います。	使用可能です。耐荷重は2.8 t です。
97								現場事務所の設置可能な場所、使用可能面積についてご教示願います。また、市や施工管理の事務所を本工事で設置する必要があるのであれば、使用人数や必要な設備をご教示願います。	施工時期までに敷地内の状況が変わる可能性が高いため、現時点ではお答えできません。なお、市や施工管理の事務所の設置は不要です。
98								南部汚泥資源化センターで工事の際、南部汚泥資源化センター内に休憩所等の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、占用許可申請及び占用料が必要になります。
99								緑地帯へ接地極の新規埋設を想定していますが可能でしょうか。 埋設の候補地や制限などがあればご教示願います。	既設埋設物の状況や地中条件等により制約が生じる場合があるため、詳細な設置位置については現地状況を確認の上、関係法令等を踏まえ適切に計画するものとしてください。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【モニタリング基本計画(案)】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号	項目名	質問の内容	質問の内容
1	8	3	3	1		減額対象及び事象例	レベル1の事象例に「本市が無償提供するユーティリティ使用量の異常増加」とあります。「異常増加」と判定される具体的な基準（例：計画値の一〇%以上の超過等）の定義をご教示ください。	計画値やそれまでの使用実績から判断するもので、各事象ごとに個別に判断します。
2	9	3	3	2		注意	市から注意を受けた後の是正対策①において、「是正が認められないと判断した場合は、レベル1として、減額ポイントの計上を開始する」とあります。市が「是正が認められない」と客観的に判断するための審査期間、判定基準などの考え方、事象ごとに市から示されるとの認識でよいかご教示ください。	個別の事象ごとに判断するため、都度、判断理由を含めてお示しします。
3	11	3	4	1		減額ポイントの計上	管理運営段階の減額ポイント制度は詳細に定められていますが、各事象の認定基準が広く、市の裁量幅が大きいように見受けられます。例えばレベル1の「重大な連絡の不備」、レベル2の「合理的な理由のない不具合等の放置」などの判断基準を具体化いただけないでしょうか。事業者のリスク見積りに資するよう、代表事例、初動猶予、及び軽微事象の取扱いを明確化いただけますでしょうか。	減額ポイント制度における各事象の認定については、個別の事象の内容、影響範囲、継続性等を総合的に勘案して判断することを想定しています。
4	11	3	4	1		減額ポイントの計上	管理運営段階の減額ポイント制度は詳細に定められていますが、事業者の創意工夫やモチベーション向上を目的に、加点要素の制度も設定していただけますようお願い致します。	減額ポイントは事業期間を通じてサービス水準を保つために設定するものです。国のガイドラインにおいて減額ポイントと相殺するリカバリーポイントの考え方が示されていますが、本事業としてはサービス水準を安定して維持することが重要であるため加点制度は導入しません。 要求水準以上の内容については、入札時の性能点の加点項目として評価します。
5	11	3	4	1		減額ポイントの計上	減額ポイントは「各事象につき1日〇ポイント」とありますが、1つの要因により複数の事象に対象となった場合、どの様に計上されるかご教示ください。 （例）機械の故障により設備が短期間停止し、ユーティリティ使用量も増加してしまった。	個別の事象ごとに判断します。

し尿等受入施設移転整備・運営事業【モニタリング基本計画(案)】に関する質問回答

番号	頁	第	章	節	号				項目名	質問の内容	質問の内容
6	11	3	4	2	-				減額ポイントの支払額への反映	減額割合の計算において、「減額ポイントは翌四半期には持ち越さないものとする」とあります。1つの事象が四半期をまたがり発生しペナルティとなった場合においても、引き継がれないとの認識で良いかご教示ください。（例）6月26日から7月5日に故障により設備が短期間停止した。（是正レベル1が6月が5日間、7月が5日間発生した）	ご認識のとおりです。例示いただいた場合は、第一四半期及び第二四半期それぞれに5日分の減額ポイントが加算されます。
7	15	4	2	1	(1)	イ			書類による確認	SPCを設立しない場合、上場していない構成企業については、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）のみの提出でよろしいでしょうか。その他提出ができない書類が発生した場合は、協議させて下さい。	提出書類については、モニタリング基本計画（案）に記載のとおりです。 企業の規模や上場の有無等により、会計監査報告やキャッシュ・フロー計算書など、法令上作成が義務付けられていない書類については、提出可能な範囲の財務情報をご提出いただくとともに、必要に応じて代替となる資料等により財務状況を確認させていただくことを想定しています。
8	16	4	2	1	(1)	イ	②		書類による確認	SPCを設立しない場合、PFI事業を単位とした経理（事業会計）の計算書類（損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を含む財務諸表等）の提出は不要だと思いますが、提出は必須でしょうか。	事業の安定的な実施のため、提出を求めます。
9	18	5	2	1					書類の確認	提出書類に「教育指導計画書」、「次期管理運営業務事業者に対する運転教育報告書」ありますが、次期管理運営業務事業者は、本業務を業務遂行できると判断され入札等に参加されることと思われます。仮に本事業の事業者が次期管理運営業務事業者に教育するのであれば、次期管理運営事業者側が計画書および報告書を作成することが望ましいと考えます。提出書類の見直しをお願いします。	本事業における教育指導については、事業終了後においても本施設の安定的かつ継続的な運営を確保する観点から、PFI事業者が主体となって実施することが必須です。 このため、教育指導計画書の作成及び教育実施結果の報告については、PFI事業者の業務として位置付けています。